

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人阿部清治の上告趣意第一点は、憲法一四条、三一条違反をいうが、原判決の認定する本件の事実関係のもとにおいて、被告人に対する本件の捜査及び公訴の提起が憲法一四条、三一条に違反するといえないことは、当裁判所の判例（昭和二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二三年（れ）第七〇号同年五月二六日大法廷判決・刑集二巻五号五一七頁、昭和二六年（あ）第三一〇〇号同三三年三月五日大法廷判決・刑集一二巻三号三八四頁、昭和二六年（れ）第五四四号同年九月一四日第二小法廷判決・刑集五巻一〇号一九三三頁、昭和二九年（あ）第一三三九号同三〇年五月一〇日第三小法廷判決・刑集九巻六号一〇〇六頁、昭和三一年（あ）第二七五三号同三三年一〇月二四日第二小法廷判決・刑集一二巻一四号三三八五頁、昭和五五年（あ）第三五三号同五六年六月二六日第二小法廷判決・刑集三五巻四号四二六頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和六〇年二月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	牧		圭	次
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	大	橋		進
裁判官	島	谷	六	郎